

しんくみ東海北陸健康保険組合並びに当組合加入事業主が共同で実施する健康診査事業の公表について

しんくみ東海北陸健康保険組合理事長

個人情報保護法においては、個人情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となります。ただし、①委託先への提供、②合併等に伴う提供、③グループによる共同利用—については、法律上、第三者提供に当たらないこととなっています。当組合では、健康診査事業について、当組合加入各事業主と共同実施し、健診データを共同利用しております。

したがって、法律で求められている①共同利用する旨、②共同利用する個人データ項目、③共同利用する者の範囲、④共同利用する者の利用目的、⑤個人データ管理責任者名もしくは名称—について、次のように公表いたします。

1. 当組合各事業主との健康診査事業の共同実施について

当組合では、被保険者(従業員)の健康管理を考えるうえで効率的、効果的であるため、当組合加入の各事業主とともに、健康診査事業を共同実施することとしました。

2. 共同利用する健診データ項目について

- 内科診察(問診と聴打診、既往歴及び業務歴の調査、自覚症状及び他覚症状の有無の検査)
- 身体計測
 - ・身長、体重、腹囲、肥満度、BMI
- 視力・聴力検査(会話法あるいはオーディオメーター)
- 胸部X線
- 肺機能測定
 - ・肺活量、予測肺活量、肺活量比、一秒量、一秒率
- 喀痰検査(結核菌、又は肺がん検診)
- 血圧測定
 - ・収縮期、拡張期
- 心電図検査(安静時あるいは負荷)
- 尿検査
 - ・蛋白、糖、潜血
- 血清検査
 - ・尿素窒素、クレアチニン
- 胃透視又は胃内視鏡検査
- 便潜血反応検査
- 直腸・肛門触診、前立腺(触診、男性のみ)
- 大腸内視鏡検査(精密検査時)
- 腹部超音波検査(肝臓、胆のう、脾臓、膵臓、腎臓)
- 肝機能検査
 - ・GOT、GPT、γ-GTP、総蛋白、アルブミン、総ビリルビン、LDH、コリンエステラーゼ、ALP、LAP、A/G
- 膵臓検査(アミラーゼ)
- 肝炎ウイルス検査
 - HBs抗原、HBs抗体、HCV抗体(40歳以上1回)
- 血中脂質・尿酸検査
 - ・血清トリグリセライド(中性脂肪)、HDL-コレステロール、LDL-コレステロール、尿酸
- 血糖検査(糖代謝)

空腹時血糖・尿酸、糖負荷試験(60分血糖・尿酸、120分血糖・尿酸)、HbA1c

- 血液検査(貧血検査)
 - ・白血球、赤血球、血色素量、Ht、血小板、MCH、MCV、MCHC、好中球、好酸球、好塩基球、単球、リンパ球
- 子宮がん検査(内診、細胞診、女性のみ)
- 乳がん検査(視触診、マンモグラフィ、超音波、女性のみ)
- 眼圧検査
- 腫瘍マーカー検査
- 上記検査等通知のほか、各項目の判定結果、総合判定・指導事項

※太字部分は、労働安全衛生法に定める健診項目(法定健診)

3. 健診データを共同利用する者の範囲について

- ・各事業所総務部総務課事務責任者
- ・当組合 常務理事、保健事業担当者

4. 健診データを共同利用する者の利用目的について

- ・当組合加入各事業所総務部総務課責任者においては、労働安全衛生法の目的に沿って、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進します。また、職場だけでなく、労働者が健康な日常生活を送れるように、当組合とともに、健康の保持・増進に努めます。具体的健診データの利用は、加入各事業所の総務課にてデータ保存し、事業主の産業医の判定と指示にしたがって、事業主の保健師による健康相談、健康指導を実施します。
- ・当組合においては、健康保険法第150条の趣旨に則り、加入各事業所健康管理担当者とともに、被保険者の健康の保持・増進に努めます。具体的健診データの利用は、当組合のコンピューターにデータ保存し、事業主の産業医、保健師による健康相談、健康指導を実施します。また、生活習慣病対象者及びその予備軍を、健診データを基に抽出し、健康教育を行います。

5. 健診データの管理責任者名について

健診データの管理責任者は、加入各事業所の総務部総務課の課長と組合の課長又は保健事業担当者です。

令和8年4月1日現在

しんくみ東海北陸健康保険組合における個人情報保護の取り組みの公表について

当組合では、被保険者や被扶養者のマイナンバーを含めた個人情報の保護について、以下のような考えのもと、取り組みをすすめていくことをお知らせいたします。



しんくみ東海北陸健康保険組合プライバシーポリシー

(令和8年4月1日改正)

しんくみ東海北陸健康保険組合は、加入者個人に関する情報(以下「個人情報」といいます。)を適切に保護する観点から、以下の取り組みを推進します。

- 1 当健康保険組合は、取得した加入者の個人情報について、適切な安全措置を講じることにより、加入者の個人情報の漏えい、紛失、き損又は加入者の個人情報への不正なアクセスを防止することに努めます。
- 2 当健康保険組合は、加入者からご提供いただいた個人情報を、加入者の健康の保持・増進など加入者にとって有益と思われる目的のためだけに使用いたします。また、個人番号については、番号法で定められた利用範囲において特定した利用目的でのみ利用いたします。
- 3 当健康保険組合は、あらかじめ加入者の事前の同意を得た場合を除き、加入者の個人情報を第三者に提供いたしません。また、個人番号をその内容に含む個人情報(以下「特定個人情報」という。)については、本人の同意有無にかかわらず、番号法に定める場合を除き、提供致しません。ただし、特定個人情報でない個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日・法律第57号)第27条第1項各号に該当する場合は、加入者の事前の同意を得ることなく、加入者の個人情報を第三者に提供することがあります。
- 4 当健康保険組合は、職員に対し個人情報保護に関する教育啓蒙活動を実施するほか、個人情報を取り扱う部門ごとに管理責任者を置き、個人情報の適切な管理に努めます。
- 5 当健康保険組合の業務委託する場合には、より個人情報の保護に配慮したものに見直し・改善を図ります。業務委託契約を締結する際には、業務委託の相手としての適格性を十分審査するとともに、契約書の内容についてもより個人情報の保護に配慮したものとします。
- 6 加入者が、加入者の個人情報の照会、修正等を希望される場合、当健康保険組合担当窓口までご連絡いただければ、合理的な範囲ですみやかに対応させていただきます。
- 7 当健康保険組合は、加入者の個人情報の取扱いに係る法令その他の規範を遵守するとともに、本個人情報保護ポリシーの内容を継続的に見直し、改善に努めます。



担当窓口) しんくみ東海北陸健康保険組合 TEL052-451-0291 受付時間/9:00~17:00(土日祝日・年末年始を除く)

しんくみ東海北陸健康保険組合が保有する個人情報の利用目的の公表について

しんくみ東海北陸健康保険組合(以下「当組合」という。)におきましては、被保険者やその家族(以下「加入者」という。)からいただいた各種届出や電子申請書などに記載されている個人情報、医療機関等に受診された際に、医療機関等から当組合に請求される「診療報酬明細書(以下「レセプト」という。))に記載されている個人情報、健康診断を受けられた際の健診結果数値等の個人情報を基に、個人情報データベースを作成し、以下のような健康保険事業に利用いたします。

当組合の個人情報の利用目的は、大きな意味では、健康保険法に定める「加入者の業務災害以外の疾病、負傷もしくは死亡又は出産に関する保険給付を行う」ことを目的とし、「加入者の健康の保持増進のために必要な事業を行う」こととなります。

しかしながら、健康保険組合は、レセプトや健診データなど医療情報やその他の個人情報等を数多く取り扱っており、加入者の強い信頼を必要とする事業に該当し、個人情報保護委員会及び厚生労働省が示したガイドライン等において、より詳細で限定的な目的とすることが望ましいこととされており、

したがって、当組合においては、個人情報の利用目的や利用方法について、次のように公表いたします。

1. 適用関係の各種届出などについては、以下のように組合業務に利用します。

- 当組合加入時の「被保険者資格取得届」、「被扶養者(異動)届」の記載事項(健康保険の記号、番号、氏名、生年月日、性別、住所、基礎年金番号、報酬月額等)を中心に入力処理することによって、加入者台帳など「マスターデータベース(以下「マスター」という))を作成し、当組合の業務処理コンピューターにデータを収納、健康保険業務全般に利用します。
- 「被保険者資格取得届」、「被扶養者(異動)届」のチェック作業が終了した後、「資格情報のお知らせ」の発行を行い、「マイナンバー保険証」に紐づけされていない申請者には、「資格確認書」を交付いたします。
- 「被扶養者(異動)届」の提出に際して、課税・非課税証明書、在学証明書などの収入等判定書類によって、認定作業を行います。
- 「被保険者資格喪失届」の際に、資格確認書等を返還していただき、チェックのうえ、一定期間保存後に廃棄処分いたします。
- 「マスター」に登録されているデータに変更や追加があるときは、適用関係に関する変更(訂正)届出により、データの変更等を行います。
- 「マスター」を用いて、給付データ、レセプトデータ、健診データ等と連動させて、給付の支払い等のチェック、Pep Up(医療費通知及び健康年齢等)、各種保健事業実施のための対象者抽出や加入者の連絡、支払等にも利用します。
- 「マスター」の住所、氏名等の連絡先を用いて、当組合の資格喪失後も必要に応じて、届出等に記載された連絡先にご連絡する場合があります。
- 医療機関や他の保険者(区市町村、年金事務所を含む。)から資格喪失か否かなど保険診療の照会があった場合、相手先確認のうえ、「マスター」の健康保険の記号、番号、氏名、生年月日、性別、資格取得日、資格喪失日等、有資格者か資格喪失者かについて回答します。
- 資格喪失者の資格喪失後の受診などが疑われる場合、他の保険者や医療機関との重複給付調整のため、「マスター」の健康保険の記号、番号、氏名、生年月日、性別、資格取得日、資格喪失日などについて、他の保険者等に照会し確認します。
- 「算定基礎届」、「月額変更届」、「賞与支払届」によるデータを「マスター」に取り込み、保険料(調整保険料、介護保険料を含む。)の徴収を行います。また、届出の際に、事業主に給与・賞与台帳等の提出を求め、チェックすることがあります。
- 「マスター」作成及び入力処理の一部、保険料納入告知書等の作成を健康保険業務システム業者「株式会社大和総研」に委託しています。
- 健診受診申し込み者について、「マスター」の健康保険の記号、番号、氏名、生年月日、性別、住所データを契約健診機関及び同機関提携健診機関に渡し、健診結果の送付に利用します。
- 「マスター」を用いて、事業所別レポートは、「日本生命保険相互会社」に、健康すこやかレポートは、「株式会社大和総研」に委託しています。
- 当組合機関誌を配布するため、「マスター」の氏名、住所データを「株式会社法研中部」に提供し、各家庭に送付します。
- 医療費適正化対策を実施するため「マスター」を「株式会社JMDC」へ提供し、健康診断後の事後指導等の対象者抽出、保健事業支援ツールでの分析、ジェネリック差額通知や医療費通知、健康年齢等の「Pep Up」による配信を行う際に使用します。

2. 現金給付等の給付関係申請書類については、以下のように組合業務に利用します。

- 業務処理コンピューターにデータを入力し、申請内容をチェックし、適正な給付決定処理を行います。
- 給付記録をデータ入力保存し、以降の申請チェックに用います。
- 出産育児一時金の請求者について、「マスター」の氏名、住所データを用いて、育児書「赤ちゃんとい!」を送付するため「株式会社赤ちゃんとママ社」にデータを提供します。
- 出産育児一時金、家族出産育児一時金の請求者について、他の保険者との重複給付調整の必要上、場合によっては他の保険者に「マスター」の健康保険の記号、番号、氏名、生年月日などを照会し、給付決定します。
- 他の保険者から出産育児一時金、家族出産育児一時金の請求の有無について照会があった場合、相手先確認のうえ、申請、給付の有無について回答します。
- 傷病手当金の請求者について、レセプトデータを用いて確認し、場合によっては主治医に治療状況等を確認又は訪問調査し、給付の決定を行います。
- 傷病手当金・出産手当金の届出の際に、欠勤(労務不能の状況等)や給与(報酬)支払の有無を確認するため、出勤簿(写)・給与台帳(写)を提出していただきます。

3. レセプトについては、社会保険診療報酬支払基金よりCSV情報で請求されたものは、そのものを原本又は画像とし、紙レセプトは、データベース化したものを当組合の業務処理コンピューターに収納し、健康保険業務に利用します。

- レセプトデータをチェックし、請求内容に疑義があるものについて、社会保険診療報酬支払基金に対し、再審査依頼します。
- 再審査依頼の中で、資格喪失後の受診が疑われる場合は、医療機関に確認するため、医療機関に組合名、健康保険の記号、番号、氏名、生年月日、資格喪失日、受診日などを伝え、確認を取ります。
- 同様に、高額療養費の支給が予想される患者の公費負担や自治体医療費助成の有無等について、医療機関に確認するため、医療機関に組合名、健康保険の記号、番号、氏名、生年月日などを伝え、確認を取ります。
- レセプトデータを医療費分析に用い、当組合の医療費適正化対策に利用するとともに、健康診断後の事後指導や生活習慣病予防教育の対象者抽出に利用します。
- レセプトデータを基に、同月内に複数の医療機関に受診されている加入者を抽出し、指導を行います。
- レセプトデータを基に、高額療養費の支給決定を行います。
- レセプトデータを参考にし、傷病手当金の支給決定を行い、場合によっては主治医に治療状況等を確認し、給付の決定を行います。
- 傷病手当金の申請者について、レセプトデータを確認のうえ、他の保険者に「マスター」の健康保険の記号、番号、氏名、生年月日の他、現金給付の支給の有無に関して照会し、支給決定等行う場合がございます。
- 療養の給付、家族療養費等の支給(現物給付)を実施するにあたり、レセプト情報(受診月・傷病名・診療内容・医療機関名等)を取得していきます。
- レセプトデータを参考にし、柔道整復療養等の療養費、第二家族療養費の支給決定を行います。
- 柔道整復療養費支給申請書については、「ガリバーインターナショナル株式会社」に申請書基本項目のデータ入力等を委託し、当組合の業務処理コンピューターに収納し、健康保険業務に活用します。

- レセプトデータを参考にし、埋葬料、家族埋葬料の支給決定を行います。
- 開示請求の際にも、そのレセプトデータを出力し、対応します。なお、開示請求に当たって、本人以外の場合は、開示請求手続きに則り、認められた者のみに開示します。
- レセプトデータを基に、健康保険業務システム業者「株式会社JMDC」に委託し医療費通知及びジェネリック差額通知を加入者に「Pep Up」から配信します。また、保健事業支援ツールでの分析を行います。また、ジェネリック差額通知や医療費通知は世帯単位でまとめて被保険者及び被扶養配偶者へ行います。
- レセプトデータを基に、健康保険業務システム業者「ガリバーインターナショナル株式会社」に委託しジェネリック差額通知及び適正受診促進通知を作成し、加入者に通知します。
- レセプトデータを基に、「日本生命保険相互会社」に委託し解析用データベースの構築、医療費データ解析の遂行を行い、事業所別レポートを作成し、事業所に通知します。
- 交通事故等第三者行為によって保険診療を受けた場合は、損害保険会社に該当患者のレセプトのコピーを医療費の証明として提出いたします。
- 上記の決定に際して負傷・交通事故の場合等、負傷原因届・第三者行為による傷病届の提出、事業主からの負傷原因に関する調書(労災の関係の確認)等を提出していただき確認のうえ支給等行います。
- 労働基準監督署より、労災判定について文書にてレセプト内容(医療機関名、傷病名、診療点数、診療日数)の照会があった場合、文書にて回答いたします。
- 海外で医療を受けられた方の医療費明細書等を日本語に翻訳するため、外部翻訳業者に委託します。
- 健保連が実施する高額医療給付の共同事業に申請するため、レセプトコピーとその内容の一部を記載した申請書を健保連・交付金交付事業グループ・高額医療担当に送付し、医療費の助成を受けます。
- 複数の組合によるレセプト点検研修会の事例とするため、個人情報を消したうえで、教材として用います。
- レセプトデータを基に、市区町村等への自治体医療費助成制度に伴う情報提供を行います。
- レセプトデータを基に、市区町村等からの医療助成制度対象者の高額療養費責任払いに伴う調査等の照会があった場合、文書にて回答いたします。

4. 健康診断については、健診受託業者の医療機関に業務委託して実施します。

- 結果数値については、受診者に通知するとともに、その数値データを健診受託業者から受け取り、当組合の業務処理コンピューターに入力し、特定保健指導等委託業者(「SOMPOヘルスサポート株式会社」他)にて実施する特定保健指導を含む健康診断後の事後指導や生活習慣病予防教育の対象者抽出に利用します。
- 特定保健指導や若年層健康指導等の対象者の健診結果は、特定保健指導等委託業者へ提供します。
- 事業主との共同事業(コラボヘルス)において、被保険者の健診結果数値については、事業主と共有し、被保険者の健康管理に役立てます。
- 健診結果データを「マスター」に保存し、今後のデータと比較することによって、健康管理事業や保健指導の参考資料とします。

5. その他保健事業の実施について

- 健診を除く保健事業の利用者の氏名、利用(参加)状況等に関する書類は、事業の実施、運営に利用し、利用後は厳重に保管し、統計作成等の業務に利用します。
- 事業所別レポートの作成業務は、「日本生命保険相互会社」に委託します。また、事業所別レポートの作成のため、レセプトデータ、健診結果データ、特定保健指導データを利用します。
- 健康すこやかレポートの作成業務は、「株式会社大和総研」に委託します。また、健康すこやかレポートの作成のため、健診データ、特定保健指導データを利用します。
- ウォーキング大会の利用券及び健康増進施設の補助券等は事業主を経由して参加者に配布します。
- 保健事業支援ツールでの分析業務は、「株式会社JMDC」に委託します。また、分析のため、「マスター」、給付データ、レセプトデータ、健診結果データ等を利用し、個々の健康状態に応じた情報を「Pep Up」で配信します。

6. 役員人事関係データ及び組合会議員名簿、事業所担当者名簿について

- 組合役職員の就任・採用に関する書類は、使用后、厳重に保管します。
- 役職員の報酬に関する書類は、厳重に保管し、源泉徴収等の処理に用います。
- 人事考課等人事に関する書類は、厳重に保管し、人事異動などの際に用います。
- 組合会議員名簿、理事名簿は組合会、理事会の開催時等の連絡に用います。
- 事業所担当者名簿については、事業所担当者説明会や健康管理事業推進委員会、その他個別の業務連絡などに用います。

7. 特定個人情報について

特定個人情報とは、個人番号(通称マイナンバー)(個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって住民票コード以外のものを含む。)をその内容に含む個人情報を指します。

特定個人情報は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という。)により、行政機関等の行政事務を処理する者の間で情報連携を実施する(例:健保組合の扶養認定に際し、市町村より課税・非課税情報の提供を受ける。)等、利用範囲が定められており、番号法で定める利用範囲において特定した利用目的を超えて、利用しません。

なお、番号法に定める利用範囲を超える場合、特定個人情報から個人番号をマスクング、削除する等の措置を講じます。

また、当組合の個人情報について、次のように保存管理、廃棄・消去などを行います。

(1)各種届出、申請書類、レセプト等の紙に記載された個人情報については、入力処理が終わった際、当組合の機密文書管理規程に則り、規定保存年数まで倉庫に保存し、確認等の必要がある時以外は保管場所から持ち出さないこととします。

また、紙以外の媒体による個人情報については、紙以外の媒体による保存に係る運用管理規程に則り、適正に保存管理を行います。

(2)規定の保存年数を経過した個人データや処理が終わり不要となった個人データについては、紙の書類は読みとれない大きさに裁断し、大量個人データの廃棄については、委託業者「株式会社三佳」又は「河村商事株式会社」に委託し、溶解処理を行います。また、パソコンや磁気媒体の廃棄についても、データ消去ソフト又は物理的破壊によってデータが読みとれないようにして、廃棄又はリース返却します。

なお、当組合が保有する個人情報については、当組合が実施する健康保険事業以外には用いません。

8. 匿名加工情報の作成と提供について

保健事業や疫学調査等のために、匿名加工情報を継続的に作成し、電子的な通信手段もしくはDVD等の物理媒体を用いてレセプト分析業者に提供いたします。作成及び提供する匿名加工情報に含まれる情報の項目は、性別、生年月、医療保険の資格情報(加入時期、脱退時期、本人、家族区分等)、診療報酬明細書の受診履歴、健診の受診履歴です。なお、個人を特定できる情報は含まれておりません。

9. オンライン資格確認等システムの利用について

オンライン資格確認システム等を利用して被保険者等の資格関連情報及び特定健康診査データを登録し、記録の写しを保険者間で情報照会及び提供いたします。

なお、特定健康診査等データの記録の写しを保険者間で引き継ぐ場合、加入者から不同意の申し出があった場合は情報提供いたしません。

10. 資格情報のお知らせ等の送付について

当組合で把握している加入者情報のデータの正確性を確保し、全ての方に安心してマイナンバーカードを保険証として利用いただけるように資格情報のお知らせを送付いたします。

資格情報のお知らせは、世帯主を通じて世帯ごとにまとめて送付いたします。

令和8年4月1日現在